

長柄町企業立地促進条例

平成 28 年 6 月 10 日

(目的)

第 1 条 この条例は、町内において、事業所の新設又は増設(以下「新設等」という。)を行う事業者に対して、奨励措置を講ずることにより、新規企業の誘致及び既存企業の事業規模拡大の促進を図り、もって本町の産業経済の振興、就業機会の拡大及び住民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 指定事業者 奨励措置の指定を受けた事業者をいう。
- (3) 事業所 事業者が、その事業の用に供するために設置する事務所、工場等の施設をいう。
- (4) 施設等 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 1 項第 1 号に規定する固定資産のうち土地(操業開始日前 3 年以内に取得した土地に限る。)及び家屋をいう。
- (5) 新設 町内に新たに事業所を設置することをいう。
- (6) 増設 町内に事業所を有する事業者が、事業規模を拡張することをいう。
- (7) 投下固定資産総額 事業者が事業所の新設等に伴い、新たに取得する施設等の取得合計額をいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、町内に事業所の新設等を行う事業者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

- 2 前項の規定による奨励金の交付は、別表及び規則に定めるとおりとする。
- 3 前2項の規定による奨励金の交付は、事業所の操業開始後、当該事業所の施設等に係る固定資産税の賦課期日の初めて到来する日の属する年度の翌年度から行うことができる。

(奨励措置の指定等)

第4条 奨励措置を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより申請し、あらかじめ町長の指定を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、この条例の目的に適合すると認めるときは、申請した事業者を指定事業者として指定するほか、当該奨励措置の対象となる施設等についても奨励措置指定施設(以下「指定施設」という。)として指定する。

(奨励金の交付)

第5条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは、交付する奨励金の額を決定するものとする。

(内容変更による届出)

第6条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により申請した内容に変更があったとき。
- (2) 指定施設に係る事業を休止又は廃止したとき。

(奨励措置の指定の取り消し等)

第7条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定事業者又は指定施設の指定を取り消し、又は奨励金を交付しないことができる。

(1) 指定施設をその事業の目的に使用せず、他の用途に供したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により奨励措置を受けたとき。

(3) 町税その他町に納付すべき使用料等を滞納したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により指定を取り消したときは、指定事業者に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

3 町長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、奨励金の交付を受けている指定事業者に対してその理由を示すものとする。

(報告及び調査)

第8条 町長は、この条例の施行に必要な限度において指定事業者に対し報告を求め、又は指定施設に立入り関係帳簿等を調査することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

投下固定資産総額が3千万円以上	固定資産税相当額の100分の90に相当する額を3年間交付する。
-----------------	---------------------------------

